

図書室資料弁償取扱い基準

神奈川衛生学園専門学校

神奈川衛生学園専門学校の図書室利用規定第10条に基づく弁償について、次の通り基準を定める。

第1条 神奈川衛生学園専門学校図書室利用規定第10条に基づく弁償のうち、神奈川衛生学園専門学校図書室が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書室資料の弁償について、必要な基準を定める。

第2条 弁償対象の判断基準は、第3条に基づき職員の判断によるものとする。

2 下記のいずれかに該当する場合は弁償対象としない。

(1)修復可能な場合

(2)経年劣化が原因と考えられる場合

(3)災害（火災、風水害、地震等）による場合

(4)その他、利用者の弁償に該当しないと認められる場合

3 相互貸借により借り受けた資料は、借用先の判断に従うものとする。

第3条 下記基準のいずれかに該当する場合は、弁償対象とする。

資料（図書、雑誌）の弁償基準

対象	状態
1 水濡れ（水・雨・湿気・飲料等）	①波打ち、歪み等により形状が変化したもので、波打ち部分が全体の半分以上にわたり、かつ歪みが明確な場合。 ②色がついたもの、変色したもの。本文又は絵等にかかり、利用に支障がある場合。 ③カビが発生した場合。
2 染み、汚れ、焦げ跡等	①お茶・コーヒー等の飲食物により色のついた染みが付着しているもの。直径2cm以下の汚れが1つの時は弁償免除。直径2cm以下の汚れが複数ある場合は、合計面積で判断する。本文又は絵等にかかり、利用に支障がある場合は弁償対象。 ②血液、唾液、食べこぼし、ペットの糞尿等、衛生上問題がある汚れが付着している場合。 ③タバコ等による焦げ跡が残っている場合。
3 接着	①水濡れ、汚れ等の付着により、ページが接着した場合。 ②接着面を剥がしたことによりページが破損した場合。

4	書き込み	<p>①ボールペン等消すことが困難な筆記用具による書き込みがある場合。</p> <p>②鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても書き込み跡が残り、利用に支障がある場合。</p> <p>③②を消すことにより本文又は絵等が退色した場合。</p> <p>①～③いずれも長さ10cm以下の書き込みは弁償免除。10cm以下で複数箇所ある場合はその合計で判断する。</p>
5	ページの破損、欠落	<p>①破れた部分が修理しても本文又は絵等の判読に支障が出る場合。</p> <p>②ページの一部または全体が欠落した場合。</p>
6	折り癖	直しても膨らむほど資料の形状が変化した場合。
7	噛み跡	ペット、人等が噛んだため、衛生上問題がある場合。
8	におい、べたつき	<p>①悪臭、香水等の臭いが取れない場合。</p> <p>②付箋等のべたつき又は接着剤等が付着した場合。但し直径1cm以下のべたつきは弁償免除。複数ある場合は、合計面積で判断する。</p>
9	表紙の損傷	<p>①ブックコートの下（表紙又は本体）まで損傷し、修理しても利用に支障がでる場合。</p> <p>②たばこ等の焦げ跡がついた場合。</p>
10	紛失	<p>①落とし物又は置き忘れ等、利用者の過失による場合（盗難も含む）。</p> <p>②貸出中の資料を返却期日より2ヶ月以上返却がなかった場合。</p> <p>①～②いずれも図書室資料紛失（破損・汚損）届が受理された後、発見等により返却があった場合でも弁償対象。</p>
11	付録（別冊解答、ポスター、DVD等）	<p>①1～10又は12いずれかの基準より弁償対象となり、付録がないと本体資料の利用に支障がでる場合。</p> <p>②電子付録の場合は再生することができず、付録がないと本体資料の利用に支障がでる場合。</p>
12	その他	<p>①弁償免除の軽度な損傷でも、同一利用者が損傷行為を繰り返した場合。</p> <p>②利用者の故意によるものと明確に分かる場合。</p>

2 視聴覚資料（DVD、VHS、CD等）の弁償基準

	対象	状態
13	汚破損	①破損等によりディスク等本体の形状が元の状態でなく、利用に支障がある場合。 ②ディスク等本体に汚損がある場合。「資料の弁償基準」に準ずる。
14	再生不能	再生機器で再生できない場合。
15	機器への影響	再生の際、機器の故障が生じる恐れがある場合。
16	内容の変換	DVDの上書き録画等、元の内容を変換した場合。
17	紛失	①落とし物又は置き忘れ等、利用者の過失による場合（盗難も含む）。 ②貸出中の資料を返却期日より2ヶ月以上返却がなかった場合。 ①～②いずれも図書室資料紛失（破損・汚損）届が受理された後、発見等により返却があった場合でも弁償対象。
18	付属資料（シナリオ集等）	1～10又は12いずれかの基準より弁償対象となり、付属資料がないと本体資料の利用に支障がでる場合。
19	ケース類	ケース又はジャケットが汚破損した場合。但し再生可能の場合は弁償免除。

附 則 この基準は2021年11月1日より施行する。